

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
令和7年5月 19 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 2件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2400430 号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2500009 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 10 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日に訂正し、同年 6 月の標準報酬月額を 20 万円とすることが必要である。

平成 10 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 10 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 10 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の記録において、A 社における被保険者資格喪失年月日は平成 10 年 6 月 30 日と記録されているが、私は同日に同社を退職しており、被保険者資格喪失年月日は同年 7 月 1 日となるはずなので、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

雇用保険の記録、請求者から提出された給料明細書、A 社の退職証明書及び同社の担当者の回答から判断すると、請求者は、請求期間も同社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間の標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、給料明細書の給与支給額から、20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に亡くなっていることから確認することはできないが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を平成 10 年 7 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録したとは考え難いことから、請求者の資格喪失年月日を同日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が事業主から提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2400363 号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2500007 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 44 年 1 月 14 日から同年 6 月 10 日まで

私は、A 社には昭和 44 年 1 月 14 日から勤務しており、所持する同社の安全手帖にも同日が記載されているにもかかわらず、厚生年金保険の記録によると、私の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、昭和 44 年 6 月 10 日とされているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者として勤務又は在籍していた事実が認められた上で、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認められることが要件とされている。

請求者は、所持する A 社の安全手帖に昭和 44 年 1 月 14 日と記載されていることから、同日から同社に勤務していた旨主張しているところ、請求者に係る B 厚生年金基金の加入員台帳によると、入社年月日欄には昭和 44 年 1 月 27 日と記載されている上、B 厚生年金基金から名称変更された C 厚生年金基金の元理事長は、入社年月日の日付は請求者が入社した日である旨陳述していることから、請求者は、昭和 44 年 1 月 27 日から A 社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社から名称変更された D 社の元人事労務担当の役員で C 厚生年金基金の元理事長は、請求者が厚生年金保険に加入しているのであれば正社員と思われるが、請求期間当時、新卒者以外の全従業員に対して、入社後 3 か月から半年ぐらいの間は、社会保険に加入させていなかった上、請求者の請求期間における勤務形態については、面識がなく全く分からない旨陳述しているほか、i) 請求者は、請求者から提出された写真に写る同僚が証言者であるとしているが既に亡くなっている上、他の同僚への文書照会を行わないでほしい旨回答していること、ii) D 社は平成 19 年 12 月 31 日に全廃していることなどから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について、確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2400448 号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2500008 号

## 第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

請求期間②について、請求者の B 社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 12 年 5 月 15 日から平成 14 年 10 月 30 日まで  
② 平成 14 年 11 月 9 日から平成 15 年 5 月 22 日まで

請求期間①は A 社及び請求期間②は B 社からそれぞれ毎月 40 万円程度の給与をもらっていたが、年金記録を見ると、標準報酬月額が実際の給与額より低額で記録されている。

請求期間①及び②当時、完全歩合給制の C 職(正社員)で、給与は売上高の 60 パーセント程度であった。当時の売上高が記録された勤務状況記録帳を提出するので、調査の上、年金記録を見直ししてほしい。

## 第 3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律により記録の見直し及び保険給付が行われるためには、請求期間の各月に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要があるが、かつ、これらに見合う標準報酬月額のいずれもがオンライン記録の標準報酬月額を上回る必要がある。

しかしながら、請求期間①及び②について、A 社及び D 社(B 社の後継会社)は、いずれも請求者に係る当該各期間当時の賃金台帳等の資料を保管していない旨回答している。

また、請求期間①及び②当時の請求者の住所地であった E 市は、保存期限経過のため請求者の当該各期間当時に係る課税資料を保管していないとしており、請求者自身も当該各期間に係る給与明細書等を所持していないことから、請求者の当該各期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について、確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間①及び②当時の給与額は勤務状況記録帳に記載された売上高の 60 パーセント程度であった旨主張しているが、A 社及び D 社は、当該各期間当時の C 職の給与形態について、基本給と歩合給で構成されており、当該記録帳の売上高から給与額を確認又は推認することはできない旨回答していることから、請求者の当該各期間における給与額及び厚生年金保険料額を推認することができない。

このほか、請求者が主張する標準報酬月額に基づく報酬月額及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②において、その主張する標準報酬月額に基づく報酬月額が支給され、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。